水質汚濁防止法に基づく窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の 一部改正について

1 水質総量削減制度

- 総量削減制度は、伊勢湾(三河湾を含む)、東京湾、瀬戸内海といった広域的な閉鎖 性水域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法に基づき、すべての汚濁発生源からの汚 濁負荷量の総量を、総合的・計画的に削減することを目的とする制度である。

- 都道府県知事は、国が定める基本方針に基づき、化学的酸素要求量(COD)、窒素 含有量及びりん含有量に係る削減目標量、削減目標量の達成の方途等に係る総量削減計 画を策定し、必要な措置を講ずることとされている。また、都道府県知事は、総量削減 計画に基づき、総量規制基準を設定することとされている。
- 国が定める基本方針は5年ごとに見直され、県は、第9次総量削減基本方針(令和4 (2022) 年1月24日) を踏まえて、同年10月25日に第9次総量削減計画の策定及び 総量規制基準の一部改正を行い、流入負荷削減等に取り組んでいる。

「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」の位置付け 2

- 近年、伊勢湾の一部海域でノリ養殖の生産量及びアサリの漁獲量が減少している要因 の一つに冬期の栄養塩類の不足が指摘されている。このことを踏まえ、第9次総量削減 計画に、県管理下水処理場である矢作川浄化センター及び豊川浄化センターにおいて放 流水中の窒素・りん濃度を増加する「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実 **験」**(以下「社会実験」という。)を位置づけた。
- 窒素・りん含有量の総量規制基準においては、社会実験期間を令和4・5(2022・2023) 年度の2年間とし、当該2浄化センターに係る濃度基準(C値)を国が定めた範囲の上 限値に緩和した。

< 2 浄化センターに係る総量規制基準>

【 対 象 施 設 】 ・矢作川浄化センター(西尾市)

・豊川浄化センター(豊橋市)

期 間 1

・令和4 (2022) 年 11 月 1 日 ~令和5 (2023) 年3月31日

• 令和 5 (2023) 年 9 月 1 日 ~令和6 (2024) 年3月 31 日

【窒素の濃度基準(C値)】

20mg/L (改正前 10mg/L)

【りんの濃度基準(C値)】

2 mg/L (改正前 1 mg/L)



3 社会実験の実施状況

(1) 内容

- 矢作川浄化センター及び豊川浄化センターにおいて、緩和した濃度基準 (C値) を 上限値とし、放流水中の窒素・りん濃度を増加させる管理運転を行った。
- 環境への悪影響が見られた場合、管理運転を中断する条件を設定した。

(2) 影響・効果

ア 環境への影響

令和4・5 (2022・2023) 年度の社会実験では、中断条件とした浄化センター放流口近傍の海域の水質モニタリング地点での顕著な窒素・りん濃度の上昇や極度の赤潮の発生は確認されなかった。

イ 漁業への効果

令和4・5 (2022・2023) 年度の社会実験において、放流口の近くに設けた調査 点でノリの色調、アサリの現存量及び肥満度に対する効果があったと考えられた。

4 社会実験の継続に伴う総量規制基準の一部改正

- これまでの社会実験により、ノリ及びアサリに一定の効果が確認され、極度の赤潮 の発生など環境への影響も見られない。
- 漁業者からは、社会実験の継続を要望されている。
- 社会実験を継続した場合、総量削減計画における令和6 (2024) 年度の削減目標量 については、直近の発生負荷量の実績(2022年度) から判断し、達成できると予測さ れた。
- 以上のことを踏まえ、社会実験(9月~3月)について、次期総量削減計画を策定する<u>令和9(2027)年度まで継続する</u>ため、窒素・りん含有量に係る総量規制基準を一部改正する。

【本県の負荷量】

(単位:トン/日)

	COD	窒素含有量	りん含有量
令和 4 (2022) 年度 実績値	6 6	5 4	4. 2
令和6 (2024) 年度 第 9 次削減目標量	7 0	5 5	4. 4

5 今年度のスケジュール(案)

5月16日 第1回愛知県環境審議会水質・地盤環境部会(審議)

5月31日 パブリックコメントの募集(~6月30日まで)

7月29日 第2回愛知県環境審議会水質・地盤環境部会(審議・取りまとめ)

8月 愛知県環境審議会(答申)

総量規制基準の一部改正を告示

9月 社会実験開始(~3月まで)